

南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年3月5日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南部町条例第20号）を準用する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。